草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考

１　この表は、保健師、看護師および准看護師に適用する。ただし、第６条第９項に規定する職員を除く。

２　次の表は、保健師、看護師および准看護師で第６条第９項に規定する職員に適用する。

（単位　円）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
給料月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

旧　条　例

167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考

１　この表は、保健師、看護師および准看護師に適用する。ただし、第６条第９項に規定する職員を除く。

２　次の表は、保健師、看護師および准看護師で第６条第９項に規定する職員に適用する。

（単位　円）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
給料月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

別表第４（第３条第４号関係）

幼児教育職給料表

（単位　円）

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	159,800	209,600	255,000	275,900	297,500	319,200
2	161,000	211,300	256,600	277,600	299,500	321,400
3	162,200	213,100	258,000	279,200	301,400	323,700
4	163,400	214,800	259,600	280,700	303,300	325,900
5	164,300	216,500	260,500	282,500	305,300	328,100
6	165,800	218,300	261,800	284,500	307,300	330,100
7	167,200	220,100	263,200	286,600	309,400	332,300
8	168,600	221,800	264,500	288,900	311,700	334,500
9	169,800	223,500	265,700	290,800	313,600	336,400
10	171,200	225,000	267,100	292,800	315,700	338,600
11	172,600	226,400	268,400	294,900	317,700	340,600
12	174,100	227,800	269,500	296,900	319,800	342,800
13	175,500	229,200	270,800	298,500	321,500	344,600
14	177,000	230,800	272,200	300,800	323,700	346,600
15	178,500	232,400	273,900	302,800	325,700	348,600
16	179,900	234,000	275,600	304,900	327,700	350,600
17	181,400	235,400	277,200	306,900	329,600	352,300
18	183,200	237,000	279,000	309,000	331,600	354,300
19	184,900	238,500	280,600	311,100	333,600	356,100
20	186,600	240,000	282,100	313,200	335,600	358,000
21	188,000	241,000	283,700	315,100	337,500	359,900
22	189,600	242,400	285,500	317,200	339,500	361,800
23	191,300	243,700	286,900	319,400	341,600	363,800
24	192,900	245,100	288,500	321,500	343,600	365,700
25	194,500	246,500	290,400	323,500	345,600	367,700
26	196,200	248,200	291,900	325,500	347,500	369,600
27	198,000	249,700	293,600	327,600	349,600	371,600

旧　条　例

別表第４（第３条第４号関係）

幼児教育職給料表

（単位　円）

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	157,700	208,000	253,400	274,500	296,800	319,200
2	158,900	209,700	255,000	276,300	298,800	321,400
3	160,100	211,500	256,400	277,900	300,800	323,700
4	161,300	213,200	258,000	279,400	302,600	325,900
5	162,300	214,900	259,000	281,200	304,600	328,100
6	163,800	216,700	260,300	283,300	306,700	330,100
7	165,200	218,500	261,700	285,400	308,800	332,300
8	166,600	220,200	263,100	287,700	311,100	334,500
9	167,900	221,900	264,300	289,600	313,000	336,400
10	169,300	223,400	265,800	291,700	315,100	338,600
11	170,700	224,800	267,100	293,900	317,200	340,600
12	172,200	226,200	268,200	296,000	319,400	342,800
13	173,700	227,600	269,500	297,700	321,100	344,600
14	175,200	229,200	271,000	300,000	323,300	346,600
15	176,700	230,800	272,700	302,200	325,400	348,600
16	178,100	232,400	274,400	304,400	327,500	350,600
17	179,700	233,800	276,000	306,400	329,300	352,300
18	181,500	235,400	277,900	308,700	331,500	354,300
19	183,200	236,900	279,700	310,900	333,500	356,100
20	184,900	238,400	281,300	313,200	335,600	358,000
21	186,400	239,400	282,900	315,100	337,500	359,900
22	188,000	240,900	284,700	317,200	339,500	361,800
23	189,700	242,200	286,300	319,400	341,600	363,800
24	191,300	243,600	288,000	321,500	343,600	365,700
25	192,900	245,000	289,900	323,500	345,600	367,700
26	194,600	246,700	291,600	325,500	347,500	369,600
27	196,400	248,200	293,400	327,600	349,600	371,600

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

28	199,700	251,400	295,200	329,600	351,600	373,600
29	201,500	252,800	296,400	331,400	353,200	375,100
30	203,000	254,100	298,100	333,500	355,200	376,900
31	204,500	255,300	299,800	335,400	357,000	378,700
32	205,900	256,600	301,400	337,500	358,900	380,300
33	207,100	257,900	302,900	339,100	360,600	382,100
34	208,400	259,100	304,500	341,000	362,200	383,500
35	209,700	260,400	306,000	342,800	363,900	385,000
36	210,900	261,600	307,600	344,700	365,600	386,600
37	212,100	263,000	309,100	345,900	366,900	388,000
38	213,500	264,300	310,600	347,800	368,500	389,200
39	214,900	265,900	312,000	349,700	370,000	390,400
40	216,300	267,400	313,600	351,500	371,500	391,500
41	217,300	268,800	314,900	353,400	373,000	392,600
42	218,500	270,300	316,500	355,200	374,500	393,800
43	219,600	271,800	318,000	357,000	376,000	395,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700	377,400	396,100
45	221,700	274,900	320,500	360,500	378,600	396,800
46	222,800	276,400	321,700	361,900	379,700	397,500
47	223,700	277,900	322,900	363,400	380,800	398,200
48	224,700	279,400	324,100	364,800	381,800	398,900
49	225,500	280,900	325,100	365,800	382,600	399,500
50	226,600	282,300	326,100	366,900	383,500	400,100
51	227,700	283,800	327,000	368,000	384,300	400,600
52	228,500	285,100	328,000	369,100	385,000	401,000
53	228,900	286,400	328,900	370,000	385,700	401,400
54	230,000	287,900	329,600	370,600	386,100	401,700
55	230,700	289,300	330,400	371,400	386,700	402,000
56	231,400	290,800	331,200	372,200	387,200	402,300
57	232,200	292,200	331,800	373,000	387,800	402,600
58	233,100	293,600	332,300	373,800	388,300	402,900
59	233,900	295,100	332,900	374,600	388,900	403,200
60	234,800	296,600	333,400	375,400	389,400	403,500

旧　条　例

28	198,100	249,900	295,200	329,600	351,600	373,600
29	199,900	251,300	296,400	331,400	353,200	375,100
30	201,400	252,600	298,100	333,500	355,200	376,900
31	202,900	253,900	299,800	335,400	357,000	378,700
32	204,300	255,300	301,400	337,500	358,900	380,300
33	205,600	256,600	302,900	339,100	360,600	382,100
34	206,900	257,900	304,500	341,000	362,200	383,500
35	208,200	259,200	306,000	342,800	363,900	385,000
36	209,400	260,400	307,600	344,700	365,600	386,600
37	210,600	261,800	309,100	345,900	366,900	388,000
38	212,000	263,200	310,600	347,800	368,500	389,200
39	213,400	264,800	312,000	349,700	370,000	390,400
40	214,800	266,300	313,600	351,500	371,500	391,500
41	215,800	267,700	314,900	353,400	373,000	392,600
42	217,000	269,300	316,500	355,200	374,500	393,800
43	218,100	270,900	318,000	357,000	376,000	395,000
44	219,300	272,400	319,500	358,700	377,400	396,100
45	220,200	274,100	320,500	360,500	378,600	396,800
46	221,300	275,700	321,700	361,900	379,700	397,500
47	222,200	277,300	322,900	363,400	380,800	398,200
48	223,200	278,900	324,100	364,800	381,800	398,900
49	224,000	280,400	325,100	365,800	382,600	399,500
50	225,100	282,000	326,100	366,900	383,500	400,100
51	226,200	283,600	327,000	368,000	384,300	400,600
52	227,000	285,100	328,000	369,100	385,000	401,000
53	227,500	286,400	328,900	370,000	385,700	401,400
54	228,600	287,900	329,600	370,600	386,100	401,700
55	229,300	289,300	330,400	371,400	386,700	402,000
56	230,200	290,800	331,200	372,200	387,200	402,300
57	231,000	292,200	331,800	373,000	387,800	402,600
58	231,900	293,600	332,300	373,800	388,300	402,900
59	232,700	295,100	332,900	374,600	388,900	403,200
60	233,600	296,600	333,400	375,400	389,400	403,500

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

61	235,800	297,700	333,900	376,300	390,000	403,800
62	236,400	299,200	334,100	377,000	390,500	404,100
63	237,300	300,400	334,700	377,700	391,000	404,400
64	238,100	301,900	335,300	378,400	391,500	404,700
65	239,000	303,000	335,600	378,700	391,800	405,000
66	240,000	304,300	336,100	379,300	392,300	405,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900	392,700	405,600
68	241,900	306,700	337,100	380,600	393,200	405,900
69	242,900	307,400	337,600	381,000	393,500	406,100
70	244,000	308,500	338,100	381,700	394,000	406,400
71	244,900	309,700	338,500	382,300	394,500	406,700
72	245,700	310,900	339,000	382,900	394,900	407,000
73	246,400	312,200	339,200	383,300	395,200	407,200
74	247,400	312,900	339,700	383,900	395,700	407,500
75	248,400	313,600	340,200	384,500	396,100	407,800
76	249,200	314,200	340,700	385,100	396,500	408,000
77	250,000	315,000	341,000	385,500	396,800	408,200
78	251,000	315,700	341,400	386,000	397,200	408,500
79	252,000	316,400	341,900	386,500	397,600	408,800
80	253,000	317,100	342,300	387,100	398,000	409,000
81	253,900	317,400	342,500	387,600	398,400	409,200
82	254,600	317,700	342,800	388,000	398,700	409,500
83	255,600	318,300	343,300	388,400	399,100	409,800
84	256,600	318,600	343,700	388,800	399,400	410,000
85	257,200	319,000	344,000	389,000	399,600	410,200
86	258,000	319,300	344,300	389,200	399,800	410,400
87	258,700	319,700	344,800	389,500	400,000	410,600
88	259,600	320,000	345,200	389,800	400,300	410,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000	400,500	411,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300		
91	261,800	321,200	346,300	390,600		
92	262,600	321,500	346,500	390,800		
93	263,000	322,000	346,800	391,000		

旧　条　例

61	234,600	297,700	333,900	376,300	390,000	403,800
62	235,400	299,200	334,100	377,000	390,500	404,100
63	236,300	300,400	334,700	377,700	391,000	404,400
64	237,100	301,900	335,300	378,400	391,500	404,700
65	238,000	303,000	335,600	378,700	391,800	405,000
66	239,000	304,300	336,100	379,300	392,300	405,300
67	240,200	305,400	336,600	379,900	392,700	405,600
68	241,200	306,700	337,100	380,600	393,200	405,900
69	242,200	307,400	337,600	381,000	393,500	406,100
70	243,300	308,500	338,100	381,700	394,000	406,400
71	244,400	309,700	338,500	382,300	394,500	406,700
72	245,300	310,900	339,000	382,900	394,900	407,000
73	246,000	312,200	339,200	383,300	395,200	407,200
74	247,100	312,900	339,700	383,900	395,700	407,500
75	248,200	313,600	340,200	384,500	396,100	407,800
76	249,200	314,200	340,700	385,100	396,500	408,000
77	250,000	315,000	341,000	385,500	396,800	408,200
78	251,000	315,700	341,400	386,000	397,200	408,500
79	252,000	316,400	341,900	386,500	397,600	408,800
80	253,000	317,100	342,300	387,100	398,000	409,000
81	253,900	317,400	342,500	387,600	398,400	409,200
82	254,600	317,700	342,800	388,000	398,700	409,500
83	255,600	318,300	343,300	388,400	399,100	409,800
84	256,600	318,600	343,700	388,800	399,400	410,000
85	257,200	319,000	344,000	389,000	399,600	410,200
86	258,000	319,300	344,300	389,200	399,800	410,400
87	258,700	319,700	344,800	389,500	400,000	410,600
88	259,600	320,000	345,200	389,800	400,300	410,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000	400,500	411,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300		
91	261,800	321,200	346,300	390,600		
92	262,600	321,500	346,500	390,800		
93	263,000	322,000	346,800	391,000		

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）						
94	263,700	322,400				
95	264,200	322,600				
96	264,900	323,000				
97	265,600	323,400				
98	266,300	323,800				
99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					

旧　条　例						
94	263,700	322,400				
95	264,200	322,600				
96	264,900	323,000				
97	265,600	323,400				
98	266,300	323,800				
99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

備考

1　この表は、保育士および幼稚園教員に適用する。ただし、第６条第９項に規定する職員を除く。

2　次の表は、保育士および幼稚園教員で第６条第９項に規定する職員に適用する。

旧　条　例

127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					
139	280,400					
140	280,700					
141	280,900					
142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

備考

1　この表は、保育士および幼稚園教員に適用する。ただし、第６条第９項に規定する職員を除く。

2　次の表は、保育士および幼稚園教員で第６条第９項に規定する職員に適用する。

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

（単位　円）

職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
給料月額	201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100

別表第５～別表第６　（略）

旧　条　例

（単位　円）

職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
給料月額	201,500	241,000	255,300	288,400	301,700	315,100

別表第５～別表第６　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第２条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第１４条の２　（略）	第１条～第１４条の２　（略）
（住居手当）	（住居手当）
第１４条の３　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１３，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払つている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。	第１４条の３　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額９，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払つている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。
２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。	２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
(1)　月額３１，０００円以下の家賃を支払つている職員　家賃の月額から１３，０００円を控除した額	(1)　月額２３，０００円以下の家賃を支払つている職員　家賃の月額から９，０００円を控除した額
(2)　月額３１，０００円を超える家賃を支払つている職員　家賃の月額から３１，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１２，０００円を超えるときは１２，０００円）を１８，０００円に加算した額	(2)　月額２３，０００円を超える家賃を支払つている職員　家賃の月額から２３，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１６，０００円を超えるときは１６，０００円）を１４，０００円に加算した額
３　（略）	３　（略）
第１５条～第２１条の３　（略）	第１５条～第２１条の３　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の９２．５、１２月に支給する場合には１００分の９７．５を乗じて得た額の総額
(2)　（略）	(2)　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第２条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
３～５　（略） 第２２条の２～第３２条　（略）	３～５　（略） 第２２条の２～第３２条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第３条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）

第１条～第６条　（略）

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	３７５，０００
2	４２２，０００
3	４７２，０００
4	５３３，０００
5	６０８，０００
6	７１０，０００
7	８３０，０００

２～６　（略）

（給与条例の適用除外等）

第８条　（略）

２　特定任期付職員に対する給与条例第２０条の２第１項、第２１条第２項および第２３条の２第２項の規定の適用については、給与条例第２０条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年草津市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（第２３条の２第２項において「管理職員等」という。）が」と、第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」と、給与条例第２３条の２第２項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。

３　（略）

第９条　（略）

旧　条　例

第１条～第６条　（略）

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	３７４，０００
2	４２２，０００
3	４７２，０００
4	５３３，０００
5	６０８，０００
6	７１０，０００
7	８３０，０００

２～６　（略）

（給与条例の適用除外等）

第８条　（略）

２　特定任期付職員に対する給与条例第２０条の２第１項、第２１条第２項および第２３条の２第２項の規定の適用については、給与条例第２０条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年草津市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（第２３条の２第２項において「管理職員等」という。）が」と、第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７．５」と、給与条例第２３条の２第２項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。

３　（略）

第９条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第４条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第７条　（略） （給与条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２０条の２第１項、第２１条第２項および第２３条の２第２項の規定の適用については、給与条例第２０条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年草津市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（第２３条の２第２項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」と、給与条例第２３条の２第２項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 ３　（略） 第９条　（略）	第１条～第７条　（略） （給与条例の適用除外等） 第８条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２０条の２第１項、第２１条第２項および第２３条の２第２項の規定の適用については、給与条例第２０条の２第１項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年草津市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（第２３条の２第２項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」と、給与条例第２３条の２第２項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 ３　（略） 第９条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正（第５条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条　（略） （給与） 第２条　（略） ２　（略） ３　期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ４　（略） 第３条～第５条　（略） 別表　（略）	第１条　（略） （給与） 第２条　（略） ２　（略） ３　期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ４　（略） 第３条～第５条　（略） 別表　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正（第６条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条　（略） （給与） 第２条　（略） ２　（略） ３　期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ４　（略） 第３条～第５条　（略） 別表　（略）	第１条　（略） （給与） 第２条　（略） ２　（略） ３　期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ４　（略） 第３条～第５条　（略） 別表　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第７条関係）　新旧対照表

新　　条　　例　　（　案　）	旧　　条　　例
第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）	第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）	第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第９条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）	第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１６７．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第１０条関係）　新旧対照表

新　　条　　例　　（　案　）	旧　　条　　例
第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）	第１条～第２条　（略） （給与の額） 第３条　（略） ２　通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たつては、草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）第２１条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７２．５」とし、同条第４項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額とする。 ３　（略） 第４条～第５条　（略）

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（付則関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
付　則 （施行期日等） 1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条、第８条、第１０条の規定は、令和２年４月１日から施行する。 2　第１条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例の規定、第３条の規定による改正後の草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定、第５条の規定による改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例の規定、第７条の規定による改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定および第９条の規定による改正後の常勤監査委員の給与等に関する条例の規定は、平成３１年４月１日から適用する。 （給与の内払） 3　改正後の草津市職員の給与に関する条例、改正後の草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、改正後の草津市長および副市長の給与等に関する条例、改正後の草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例および改正後の常勤監査委員の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。 （住居手当に関する経過措置） 4　第２条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第１４条の２の規定により支給されていた住居手当の月額が２千円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の給与条例第１４条の２の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２千円を控除した額の住居手当を支給する。 (1)　第２条の規定による改正後の給与条例第１４条の２第１項に該当しないこととなる職員	

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（付則関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
(2)　旧手当額から第２条の規定による改正後の給与条例第１４条の２第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２千円を超えることとなる職員 ５　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （規則への委任） ６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	

議第５４号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年１１月２０日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法律またはこれに基づく条例で別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与および費用弁償の種類）

第２条　会計年度任用職員の給与および費用弁償は、給料（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（以下「１号職員」という。）にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当（１号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、地域手当、特殊勤務手当（１号職員にあっては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。）、期末手当、退職手当および旅費（１号職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）とする。

（給料）

第３条　会計年度任用職員の給料月額は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の右欄に規定する上限額を超えない範囲内において決定する。

２　会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを職務の級に分類し、その者の号給を決定するものとする。

３　前項の職務の級および号給の決定の基準は、規則で定める。

４　第１項の規定にかかわらず、１号職員の給料月額は、前各項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の１週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「２号職員」という。）の１週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、日額または時間額により給料が定められた１号職員に対しては、その者の勤務日数または勤務時間に応じた額とする。

５　前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給料の支給については、昇給の基準に関する事項および給与の減額に関する事項を除き、２号職員にあっては草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の、１号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の例

によるほか、必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第４条　会計年度任用職員の通勤手当は、２号職員にあっては常勤職員の例により、１号職員にあっては再任用短時間勤務職員の例によるほか、規則で定めるところにより支給する。

（時間外勤務手当）

第５条　会計年度任用職員の時間外勤務手当は、勤務１時間当たりの給与額に関する部分を除き、２号職員にあっては常勤職員の、１号職員にあっては再任用短時間勤務職員の例により支給する。

（休日勤務手当）

第６条　会計年度任用職員の休日勤務手当は、勤務１時間当たりの給与額に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。

（夜間勤務手当）

第７条　会計年度任用職員の夜間勤務手当は、勤務１時間当たりの給与額に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。

（地域手当）

第８条　会計年度任用職員の地域手当は、給与の減額に関する事項を除き、常勤職員の例により支給する。

（特殊勤務手当）

第９条　会計年度任用職員の特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

（給与の減額）

第１０条　会計年度任用職員が、正規の勤務時間（別に規則で定める勤務時間をいう。）について勤務しないときは、勤務しない１時間につき、第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、勤務しないことにつき任命権者の承認があったときは、この限りでない。

（期末手当）

第１１条　会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）の期末手当は、常勤職員の例により支給する。

（勤務１時間当たりの給与額）

第１２条　第１０条の規定による給与の減額または第５条から第７条までに規定する手当の額の

計算の基礎となる勤務１時間当たりの給与額は、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を１月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

（休職者の給与）

第１３条　休職中の会計年度任用職員に対しては、給与を支給しない。

（退職手当）

第１４条　会計年度任用職員（２号職員に限る。）のうち、退職手当の支給を受けることができる者の範囲、手当の額および支給方法は、別に条例で定める。

（旅費）

第１５条　会計年度任用職員の旅費は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和５４年草津市条例第３１号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、会計年度任用職員の旅費の級は、規則で定める。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

職　種	月　額
行政職	給与条例別表第１一般行政職給料表に定める２級における最高の号給の給料月額を上限額として職種ごとに規則で定める給料月額
教育職	給与条例別表第２教育職給料表に定める２級における最高の号給の給料月額を上限額として職種ごとに規則で定める給料月額
医療職	給与条例別表第３医療職給料表イ医療職給料表(2)に定める２級における最高の号給の給料月額を上限額として職種ごとに規則で定める給料月額
幼児教育職	給与条例別表第４幼児教育職給料表に定める２級における最高の号給の給料月額を上限額として職種ごとに規則で定める給料月額
技能職	草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和４０年草津市規則第１１号）別表第１技能職給料表に定める１級における最高の号給の給料月額を上限額として職種ごとに規則で定める給料月額
労務職	草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第２労務職給料表に定める１級における最高の号給の給料月額を上限額として職種ごとに規則で定める給料月額

議第５５号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年１１月２０日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（草津市議会議員政治倫理条例の一部改正）

第１条　草津市議会議員政治倫理条例（平成２０年草津市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第５号中「非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等」を「非常勤職員および臨時的任用職員」に改める。

（草津市職員定数条例の一部改正）

第２条　草津市職員定数条例（昭和２９年草津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２２条第５項」を「第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員、同法第２２条の３第４項」に改める。

（草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第３条　草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年草津市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号および第１１条第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に改める。

（草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第４条　草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年草津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分中「占める職員」の右に「および法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員」を加える。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第５条　職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第１項および第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（草津市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正）

第６条　草津市職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和２９年草津市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「給料」の右に「（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員にあっては、報酬の額）」を加える。

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第７条　草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年草津市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第１２条第１項第２号中「職員となるもの」の右に「または地方公務員法第２２条の３第４項もしくは地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項の規定により臨時的に任用される職員」を加える。

第１９条（見出しを含む。）中「臨時または」を削る。

（草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第８条　草津市職員の育児休業等に関する条例（平成４年草津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

(4)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア　次のいずれにも該当する非常勤職員

(ｱ)　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

(ｲ)　その養育する子が１歳６か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ｳ)　勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号および同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採

用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条の２の次に次の２条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める日）

第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　次号および第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日

(2)　非常勤職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後であるときまたは当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年草津市規則第５号）に規定する出産休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3)　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次

に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するときとする。

(1)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2)　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第２条の３を第２条の５とする。

第３条に次の２号を加える。

(7)　第２条の３第３号に掲げる場合に該当することまたは第２条の４の規定に該当すること。

(8)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される

日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第７条第２項中「育児休業をしている職員」の右に「(地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第８条中「育児休業をした職員」の右に「(地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第２１条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第２１条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)　育児短時間勤務または育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員

(2)　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

イ　勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第２２条第１項中「正規の勤務時間」の右に「(非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第２項中「(平成７年草津市規則第５号)」を削り、同条に次の１項を加える。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第２３条中「条例第２６条」の右に「および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第　　号）第１０条」を加え、「同条例第２５条」を「草津市職員の給与に関する条例第２５条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第１２条」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第９条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年草津市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１号を加える。

(5)　給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第１０条　草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年草津市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表中「

その他臨時または非常勤の職員

」を

「

その他の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずる者

」に改める。

（草津市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１１条　草津市職員の給与に関する条例（昭和４０年草津市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「「企業職員」という。）」の右に「、地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（企業職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）」を、「（企業職員」の右に「および会計年度任用職員」を加える。

第２７条（見出しを含む。）中「臨時または」を削り、「任命権者が予算の範囲内で別に定めるものとする」を「他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める」に改める。

（草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１２条　草津市職員の退職手当に関する条例（昭和３２年草津市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。

（草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第１３条　草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和４３年草津市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「および地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）」を「、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（第１５条第１項および第２１条第１項において単に「会計年度任用職員」という。）および同法」に改める。

第１５条第１項各号列記以外の部分中「以上で退職した場合」の右に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第８項を第９項とし、第７項を第８項とし、第２項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第２０条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第２０条　第４条から第６条まで、第６条の３、第１２条、第１２条の２および第１４条から第１４条の３までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。

２　第１３条の規定は、任期が６月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第９条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市議会議員政治倫理条例の一部改正（第１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２条　（略） （政治倫理規準） 第３条　議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　市の職員（非常勤職員および臨時的任用職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務執行を妨げ、その権限またはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (6)　（略） ２　（略） 第４条～第１３条　（略）	第１条～第２条　（略） （政治倫理規準） 第３条　議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　市の職員（非常勤嘱託職員および臨時的任用職員等を含む。次号において同じ。）の公正な職務執行を妨げ、その権限またはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (6)　（略） ２　（略） 第４条～第１３条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員定数条例の一部改正（第２条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
（定義） 第１条　この条例において「職員」とは、議会、市長、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会および農業委員会の各機関に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員、同法第２２条の３第４項の規定により臨時的に任用される者、同法第２６条の５第１項に規定する自己啓発等休業をしている者、同法第２８条第２項の規定による休職中の者、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７第１項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年草津市条例第１８号）第２条第１項の規定に基づき派遣された者および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する育児休業をしている者を除く。）をいう。 第２条～第４条　（略）	（定義） 第１条　この条例において「職員」とは、議会、市長、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会および農業委員会の各機関に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第５項の規定により臨時的に任用される者、同法第２６条の５第１項に規定する自己啓発等休業をしている者、同法第２８条第２項の規定による休職中の者、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７第１項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年草津市条例第１８号）第２条第１項の規定に基づき派遣された者および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項に規定する育児休業をしている者を除く。）をいう。 第２条～第４条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第３条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条　（略） （職員の派遣） 第２条　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2)　（略） (3)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)～(5)　（略） ３　（略） 第３条～第１０条　（略） （法第１０条第１項に規定する条例で定める職員） 第１１条　法第１０条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2)　（略） (3)　地方公務員法第２２条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)～(5)　（略） 第１２条～第１９条　（略）	第１条　（略） （職員の派遣） 第２条　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2)　（略） (3)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第１項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)～(5)　（略） ３　（略） 第３条～第１０条　（略） （法第１０条第１項に規定する条例で定める職員） 第１１条　法第１０条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2)　（略） (3)　地方公務員法第２２条第１項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)～(5)　（略） 第１２条～第１９条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第４条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２条　（略） （任命権者の報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員および法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11)　（略） 第４条～第８条　（略）	第１条～第２条　（略） （任命権者の報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11)　（略） 第４条～第８条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第５条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２条　（略） （休職の効果） 第３条　（略） ２～３　（略） ４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第１項および第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。 第４条～第５条　（略）	第１条～第２条　（略） （休職の効果） 第３条　（略） ２～３　（略） 第４条～第５条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正（第６条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２条　（略） （減給の効果） 第３条　減給は、１日以上６月以下、給料（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の１０分の１以下を減ずるものとする。 第４条～第５条　（略）	第１条～第２条　（略） （減給の効果） 第３条　減給は、１日以上６月以下、給料の１０分の１以下を減ずるものとする。 第４条～第５条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第７条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
第２条～第１１条　（略）	第２条～第１１条　（略）
（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	（年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、１の年ごとにおける休暇とし、その日数は、１の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるものまたは地方公務員法第２２条の３第４項もしくは地方公務員の育児休業等に関する法律第６条第１項の規定により臨時的に任用される職員　その年の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数	(2)　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数
(3)　（略）	(3)　（略）
２～３　（略）	２～３　（略）
第１３条～第１８条　（略）	第１３条～第１８条　（略）
（非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第１９条　非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。	（臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第１９条　臨時または非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休暇等については、第２条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条　（略）	第１条　（略）
（育児休業をすることができない職員）	（育児休業をすることができない職員）
第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	
ア　次のいずれにも該当する非常勤職員	
(ｱ)　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員	
(ｲ)　その養育する子が１歳６か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	
(ｳ)　勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員	
イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号および同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）	
ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	
第２条の２　（略）	第２条の２　（略）
（育児休業法第２条第１項の条例で定める日）	
第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	
(1)　次号および第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
する子の１歳到達日 (2)　非常勤職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後であるときまたは当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年草津市規則第５号）に規定する出産休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） (3)　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日 ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合 （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） 第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するときとする。 (1)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (2)　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間）	（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第２条の５　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間は、５７日間とする。	第２条の３　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間は、５７日間とする。
（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）	（育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情）
第３条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第３条　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　第２条の３第３号に掲げる場合に該当することまたは第２条の４の規定に該当すること。	
(8)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	
第４条～第６条　（略）	第４条～第６条　（略）
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　草津市職員の給与に関する条例第２２条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	２　草津市職員の給与に関する条例第２２条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）
第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。	第８条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
第９条～第２０条　（略）	第９条～第２０条　（略）
（部分休業をすることができない職員）	（部分休業をすることができない職員）
第２１条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げ	第２１条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、育児短時

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
る職員とする。 (1)　育児短時間勤務または育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員 (2)　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員	間勤務または育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員とする。
（部分休業の承認） 第２２条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第２２条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。
２　勤務時間条例第１４条の規定による特別休暇（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第１５条第１項第８号の特別休暇に限る。）または勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　勤務時間条例第１４条の規定による特別休暇（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年草津市規則第５号）第１５条第１項第８号の特別休暇に限る。）または勤務時間条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２３条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、草津市	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２３条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、草津市

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第８条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
職員の給与に関する条例第２６条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第　　号）第１０条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、草津市職員の給与に関する条例第２５条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	職員の給与に関する条例第２６条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第２５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
第２４条～第２５条　（略）	第２４条～第２５条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第９条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第４条　（略）	第１条～第４条　（略）
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第５条　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。	第５条　この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額	
第６条～第７条　（略）	第６条～第７条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正（第１０条関係）　新旧対照表

新　条　例　（　案　）

第１条～第３条　（略）

別表（第１条第１項、第２条第２項関係）

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
その他の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずる者	任命権者が市長と協議して定める額	

旧　条　例

第１条～第３条　（略）

別表（第１条第１項、第２条第２項関係）

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
その他臨時または非常勤の職員	任命権者が市長と協議して定める額	

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の給与に関する条例の一部改正（第１１条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条～第２６条　（略） （非常勤職員の給与） 第２７条　非常勤の職員（再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める。 第２８条～第３２条　（略） 別表第１～別表第６　（略）	第１条～第２６条　（略） （臨時または非常勤職員の給与） 第２７条　臨時または非常勤の職員（再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が予算の範囲内で別に定めるものとする。 第２８条～第３２条　（略） 別表第１～別表第６　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第１２条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条　（略） （退職手当の支給） 第２条　（略） ２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第５条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。 第２条の２～第２０条　（略）	第１条　（略） （退職手当の支給） 第２条　（略） ２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第５条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 第２条の２～第２０条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正（第１３条関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
第１条　（略）	第１条　（略）
（給与の種類）	（給与の種類）
第２条　企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（第１５条第１項および第２０条第１項において単に「会計年度任用職員」という。）および同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料および手当とする。	第２条　企業職員で常時勤務を要する者および地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料および手当とする。
２～３　（略）	２～３　（略）
第３条～第１４条の３　（略）	第３条～第１４条の３　（略）
（退職手当）	（退職手当）
第１５条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）または勤続期間６月未満で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。	第１５条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合または勤続期間６月未満で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。	
３～９　（略）	２～８　（略）
第１６条～第１９条の２　（略）	第１６条～第１９条の２　（略）
（会計年度任用職員についての適用除外等）	（非常勤職員の給与）
第２０条　第４条から第６条まで、第６条の３、第１２条、第１２条の２および第１４条から第１４条の３までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。	第２０条　企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。
２　第１３条の規定は、任期が６月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。	
第２１条～第２２条　（略）	第２１条～第２２条　（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
（付則関係）　新旧対照表

新　条　例　（案）	旧　条　例
付　則 （施行期日） 1　この条例は、令和２年４月１日から施行する。 （経過措置） 2　第９条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。	

議第５６号

草津市立文化ホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年１１月２０日

草津市教育委員会
教育長　川那邊　正

草津市立文化ホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立文化ホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見　　特になし

草津市立文化ホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

記

1　公の施設の名称

草津市立文化ホール

(1)　草津市立草津アミカホール

(2)　草津市立草津クレアホール

2　設置条例の名称

(1)　草津市立草津アミカホール条例

(2)　草津市立草津クレアホール条例

3　指定管理者

草津市西大路町９番６号

公益財団法人　草津市コミュニティ事業団

理事長　清水　和廣

4　指定期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで